



ピチピチ

消費生活だより

今回の  
トラブル

気を付けて！  
分電盤の点検商法に注意

～突然来訪した業者から分電盤の交換工事を勧められた事例～



事例

自宅に突然事業者が訪問し、「分電盤の点検を無料で行っている」と勧誘されたので、了承した。

点検後「すぐに交換しないと漏電して火事になる」と言われ怖くなり、20万円の交換工事の契約をした。

しかし、後からよく考えると、高額だと思う。解約したい。



分電盤の  
点検です！

POINT



- ・分電盤は、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられており、法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員が来ます。
- ・点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。
- ・分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。
- ・訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリングオフできます。
- ・困ったときは早めに消費生活センターにご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109  
(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市内在住の方(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談  
フォームによる  
ご相談は  
こちらから→

